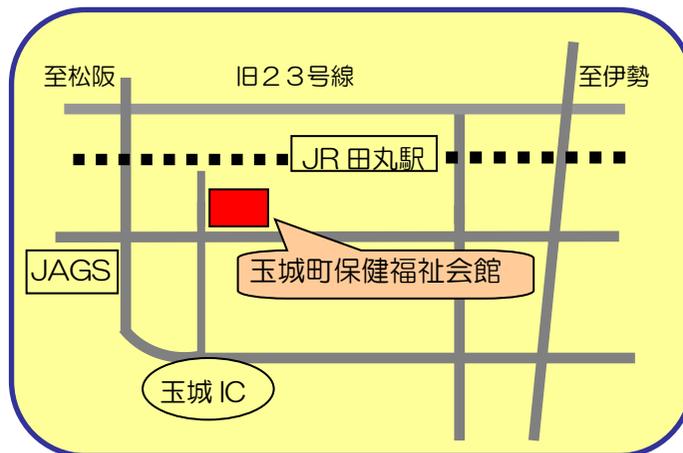


相談支援事業所みらい

社会福祉法人 玉城町社会福祉協議会



【概要】

社会福祉法人 玉城町社会福祉協議会

相談支援事業所みらい

事業所番号

特定相談支援事業 2432830301

障がい児相談支援事業 2472800065

(玉城町保健福祉会館内)

〒519-0433

三重県度会郡玉城町勝田4876-1

(玉城町保健福祉会館内)

営業時間 8時30分～17時30分

定休日 土曜、日曜、祝日、年末年始

お問い合わせはこちら

☎ 0596-58-0601

FAX 0596-58-6916



玉城町保健福祉会館内

相談支援事業所みらいとは？

相談支援事業所みらいは

平成27年2月1日に開設いたしました。

障がいのある方のお困りごとについて相談支援を中心に、障害福祉サービスの紹介、すでに障害福祉サービスを利用されている場合はサービスを利用されている事業者、保育所、学校などの各関係機関との連絡調整も行ってまいります。

また、市区町村より発行された「障害福祉サービス受給者証」または「通所受給者証」の期限の管理もさせていただきます。

「こんなサービスを利用したいなあ」「こんなサービスがあったらなあ」「相談支援事業所みらいについてもっと知りたい」などありましたらお気軽にお問い合わせください。

障害福祉サービスを利用するには、「障害支援区分」を認定していただく必要があります。

認定結果により、ご利用いただけるサービスに制限がある場合がございます。

なお、区分認定の必要のないサービスもありますので一度お問い合わせください。

相談支援事業所みらい 業務内容

ふだんの生活で… お困りごとなどありませんか？

① ご相談・お問い合わせ



ふだんの生活のお困りごとをお気軽にご相談下さい。



② 障害支援区分認定の申請



障害福祉サービスをご利用するには役場に申請し、認定を受ける必要があります。利用したい障害福祉サービスによっては、認定が必要のないサービスもあります。



③ ご訪問



結果を受けてご本人・ご家族の状況を相談支援専門員がお伺いし、適切な計画（プラン）を考えます。



④ サービス等利用計画の作成・ご契約

計画作成に関してご利用者さまの費用負担はございません。

ご本人・ご家族のご希望を聞き、計画を作成いたします。ご本人、ご家族、各関係機関に集まっていただきサービス等担当者会議を開催いたします。

※個人情報厳守します。



- ・居宅介護（ヘルパー）
- ・生活介護、短期入所（ショートステイ）
- ・就労継続支援B型、就労継続支援A型
- ・児童発達支援、放課後等デイサービスなど

⑦ その他、自立に向けて必要な援助など



⑥ 定期的に訪問等にて状況を把握し、サービス内容を見直します。（モニタリング）



⑤ 障害福祉サービスのご利用

サービス事業者との連絡調整や、サービス事業者の紹介等を行い、作成した計画を元に、障害福祉サービスをご利用いただけるようにします。

